

地方独立行政法人静岡県立病院機構 中期目標

前文

地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「県立病院機構」という。）は、平成21年度の法人設立以降、県立3病院（県立総合病院、県立こころの医療センター、県立こども病院）を運営し、他の医療機関では対応困難な高度・専門医療等の提供をはじめ、救急医療や災害時医療の提供、公的医療機関への医師派遣など、本県の政策医療を担う重要な役割を果たし、地域医療の確保に貢献してきました。

平成26年度から平成30年度までの第2期中期目標期間においては、地方独立行政法人制度の特徴を活かした病院運営を行い、県立総合病院における先端医学棟の開棟をはじめ、先進的な医療施設の整備及び医療機器の導入など、医療の質の向上とその提供体制づくりに取り組んでいます。

また、経営面においても、設立以降毎年度経常収支黒字を達成しており、健全な病院運営が続いております。

医療の高度化や医療ニーズの多様化が進む一方で、超高齢社会が到来し、平成37年には全ての団塊世代が75歳以上となることから、平成37年における医療提供体制を確保するため、県では地域医療構想を策定し、医療機能の分化や地域の医療機関の連携を推進しています。

このような中で、平成31年度から始まる第3期中期目標期間においては、本県の医療政策の方針を定めた静岡県保健医療計画や総務省が策定した新公立病院改革ガイドラインを踏まえ、県立病院として、継続して本県の政策医療を担う重要な役割を果たし、地域医療の確保に貢献することとし、その機能を強化して、県民の医療ニーズに応え、安全で質の高い医療の提供を図っていく必要があります。また、PDCAサイクルが適切に機能するために、県立病院機構が自主的に定量的目標を策定し、業務運営に取り組む必要があります。

この中期目標は、第3期中期目標期間における県立病院機構の業務運営の目標や方向性を示すものであり、本県の医療の確保や向上のため、県立病院機構が以下の項目に真摯に取り組み、目標が実現されることを強く求めるものであります。

- 1 「信頼と根拠に基づく最適な医療を安全に提供する」ことを診療の基本姿勢に据え、本県医療の規範となるべく医療の提供に努めること。
- 2 本県の地域医療を支える最後の砦たることを目指し、他の医療機関では対応困難な高度又は特殊な医療などの政策医療や不採算医療の提供に一層取り組むこと。
- 3 医師の確保及び育成に努めるとともに、地域医療を担う公的医療機関への医師派遣を行うこと。また、県との協働により、本県の医師確保対策に取り組むこと。
- 4 様々な領域において医療の質の向上を目指した先駆的な取組に挑戦し、成果を上げること。これらの成果を情報発信し、県民や他の医療機関と共有すること。
- 5 医療水準の向上及び医療人材の確保を目指し、臨床研究に取り組むこと。また、県立総合病院のリサーチサポートセンターにおいて県が推進する社会健康医学研

究に協力すること。

第1 中期目標の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間とする。

第2 県民に対して提供する医療サービスその他の業務の質の向上に関する事項

県立病院機構は、定款で定める業務について、質の向上に取り組み、多様化する県民の医療ニーズへの対応に努めること。また、その成果を県民や他の医療機関と共有できるよう、県民視点での情報発信に努めるほか、患者や家族の立場に立ち、その満足度が高められるよう、創意工夫に取り組むこと。

1 医療の提供

医療機関として求められる基本的な診療理念や県立病院が担う役割を明確にし、他の医療機関との機能分担や連携のもと、医療の質の向上に努め、患者や家族、地域から信頼される医療を提供すること。

(1) 基本的な診療理念

診療に当たっては、患者が最良の治療効果を得られるよう、患者との信頼関係の構築に努め、科学的根拠に基づく最適な医療を患者への十分な説明と同意のもとに安全に提供すること。

(2) 県立病院が担う役割

他の医療機関では対応困難な高度・特殊医療など、県の保健医療施策として求められている医療を誠実に提供するとともに、地域連携に努め、県内医療機関の中核病院としての役割を果たすこと。また、医療技術の進展等に対応し、高度・専門医療等の更なる充実・強化に努めること。

(3) 県立病院が重点的に取り組む医療

県立総合病院においては、先端医学棟の設備・機能を最大限に活用し、3大疾患（がん、脳血管疾患、心疾患）を中心に高度・専門医療や急性期医療等を提供すること。また、高度救命救急センターの運用による広範囲熱傷等の特殊疾病患者の受入れ等、高度救急医療を継続して提供するほか、広域的な救急医療の提供への対応を図ること。

なお、中期目標期間の各事業年度において、病床利用率90%以上、入院患者満足度90%以上、外来患者満足度85%以上の達成を目指すこと。

県立こころの医療センターにおいては、精神科救急・急性期医療の提供や他の医療機関では対応困難な治療の実施及び司法精神医療の充実を図るほか、多様な精神疾患への対応や早期入院・早期社会復帰を支援する医療提供体制の充実に努めること。

なお、中期目標期間の各事業年度において、病床利用率85%以上、外来患者満足度85%以上の達成を目指すこと。

県立こども病院においては、小児重症心疾患患者やハイリスク胎児・妊婦、

新生児に対する高度・先進医療を提供すること。また、小児がん拠点病院としての機能強化、高度な小児救急医療の充実及び児童精神分野の医療の充実を図るほか、患者の円滑な退院・在宅移行を支援する体制整備に努めること。

なお、中期目標期間の各事業年度において、病床利用率 75%以上、入院患者満足度 90%以上、外来患者満足度 90%以上の達成を目指すこと。

さらに、県立 3 病院は、結核、エイズ等の感染症医療や難病医療、移植医療、アレルギー疾患医療等を提供すること。また、認知症をはじめとした精神科患者の身体合併症、周産期医療における産科合併症以外の合併症及び二次的障害を含む発達障害への対応など、一病院では対応が困難な分野においては、県立 3 病院のそれぞれの特性を活かし、相互に連携を取り、適切な対応を図ること。

その他、移行期医療や医療的ケア児への対応など新たな課題に取り組み、今後の疾病構造や県民の医療ニーズの変化等に対応し、県が求める政策医療に協力すること。また、医療施設や機器の整備については計画的に実施するとともに、県民の医療ニーズの変化や医療技術の進展に応じ、機動的な対応を行うこと。

2 医療従事者の確保及び質の向上

各病院及び地域の医療水準の維持・向上を図るため、医師、看護師等医療従事者の確保に努めること。また、優秀な人材を育成するため、院内研修及び国内外との交流による研修機能の充実を図ること。さらに、医療従事者が働きやすい環境の整備に努めること。

(1) 医療従事者の確保・育成

各病院が有する物的・人的資源を活用した研修プログラムを充実させることにより、各病院において臨床研修医や専攻医の確保・育成に取り組むほか、県との協働により、本県の医師確保対策に取り組むこと。また、看護師及びその他の医療従事者の資質向上のため、所有施設を有効活用した研修の充実を図るとともに、看護師養成施設等からの実習生受入れなど、県内の看護師の養成に協力すること。

(2) 勤務環境の向上

優秀な医療従事者を確保するため、働きやすく、また、働きがいのある病院となるよう、ワーク・ライフ・バランスの向上の推進や職員の精神面を含めた健康保持に配慮するほか、医師をはじめとした医療従事者の業務分担を行うなど、勤務環境の向上を図ること。

3 医療に関する調査及び研究

医療や県民の健康寿命延伸に関する調査及び研究を行い、県立病院が提供する医療の高度化や本県の医療水準の向上、県民の健康寿命の延伸に寄与すること。

(1) 研究機能の強化

各病院が臨床研究に取り組み、その研究成果の発信等により、県内医療水準の向上及び医療人材の確保に努めること。また、県立総合病院のリサーチサポートセンターにおいて、医療ビッグデータを活用した疫学、ゲノム研究など県が推進する社会健康医学研究に協力すること。さらに、産学官との連携による共同研究や治験に取り組むこと。

(2) 診療等の情報の活用

診療等を通じて得られる情報を県立病院で提供する医療の質の向上のために活用するとともに、他の医療機関へ情報提供すること。

4 医療に関する地域への支援

本県の地域医療の確保のため、県立病院がその支援に大きな役割を果たし、信頼され、必要とされる病院であり続けるよう努めること。

(1) 地域の医療機関等との連携・支援

県が策定する医師確保計画の推進に協力し、医師不足の公的医療機関に対し医師派遣を行うこと。また、他の医療機関から紹介された患者の受入れ及び患者に適した医療機関の紹介を積極的に行うこと。さらに、高度医療機器の共同利用の促進、ICTを活用した他の医療機関等との医療情報の共有など、地域医療の確保への支援を一層推進すること。

(2) 社会的な要請への協力及び知識や技術の普及

鑑定、調査、講師派遣など社会的な要請に対し、県立病院が有する人材や知見を積極的に提供し、県内の医療従事者の養成に貢献すること。

(3) 県民への情報提供の充実

公開講座や医療相談の開催、ホームページの活用などを通じて県民へ情報発信し、県民の健康意識の高揚に努めること。

5 災害等における医療救護

県民の安心・安全を守るため、医療救護活動の拠点機能を担い、災害医療チームを派遣するなど医療救護に取り組むこと。

(1) 医療救護活動の拠点機能

災害等における本県の医療救護活動の拠点機能を担うこと。特に、県立総合病院は、基幹災害拠点病院として、県内の災害時医療の中心的役割を果たすことができるよう機能強化を図ること。あわせて、国の原子力災害対策指針に基づく新たな原子力災害医療体制の整備に努めること。また、県立こころの医療センターは災害時における精神医療分野の、県立こども病院は災害時における小児医療分野の、それぞれにおける基幹的役割を果たすよう、日頃から備えること。

(2) 他県等の医療救護への協力

他県等の大規模災害等においても、災害医療チームを派遣するなど、積極的

に医療救護に協力すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

医療の質の向上を目指して、地方独立行政法人制度の特徴を最大限に活かし、一層効果的・効率的な業務運営に努め、生産性の向上を図ること。

1 効率的な業務運営体制の強化

医療を取り巻く環境の変化とそのスピードに迅速かつ的確に対応するため、医療資源の有効活用や業務の見直し、職員参加型の業務改善等を推進し、業務運営体制の強化を図ること。特に、未稼働病床については、その活用方法について検討すること。

2 事務部門の専門性の向上

事務部門において、病院特有の事務に精通した職員を確保及び育成することにより、専門性の向上を図ること。

3 収益の確保と費用の節減

新たな診療報酬の取得可能性やD P Cの係数向上等について積極的に検討を行うほか、診療報酬制度の改定に迅速に対応し、収益の確保を図ること。また、診療報酬請求漏れの防止や未収金の発生防止及び早期回収に努めること。

費用面においては、診療材料・医薬品等の適切な管理によるコスト削減に努めるほか、経営状況の分析を随時行い、費用対効果の改善に向けた進捗管理に取り組むこと。

第4 財務内容の改善に関する事項

業務運営の改善及び効率化を進めるなどして、第3期中期目標期間を累計した損益計算において、経常収支比率を100%以上とすること。

業務運営に当たっては、日頃から経営状況を的確に把握するとともに、社会保障制度の見直しや診療報酬制度の改定など、病院経営に大きく関わる環境変化に対しても適切な対応を図ること。これら取組を通じて、中長期的な病院運営の健全化や経営基盤の強化を図ること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 法令・社会規範の遵守

県立病院が県内医療機関の模範的役割を果たすため、法令等を遵守し社会規範を尊重するとともに、法人運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務改善等の情報発信に積極的に取り組むこと。

2 計画的な施設及び医療機器の整備

施設及び医療機器の整備については、費用対効果、地域の医療ニーズ等を総合的に鑑みて計画的に実施すること。特に、高額な医療機器については、減価償却費や償還等を考慮し、十分に検討した上で整備すること。また、県民の医療ニーズの変化や医療技術の進展など、環境の変化に対応し、必要に応じ、計画等の見直しを行うこと。